

**特集：おらほの農地集積**

しもかりしき  
**下刈敷地区**



**地区の概要**

事業名	担い手育成基盤整備事業	組合員数	160人
関係市町村名	栗原郡志波姫町	担い手農家	2戸、3組織
関係土地改良区	-	担い手経営面積	
工期	平成6～12年度	実施前	47.5ha
受益面積	123.7ha	H10年度	80.3ha
総事業費	1,798百万円	担い手農地集積増加率	36.0%(H10まで)

**大区画ほ場高度利用促進事業（農業機械リース）採択第1号**

1. 大区画ほ場高度利用促進事業とは  
平成11年度新たに創設された大区画ほ場高度利用促進事業（農業機械リース）が志波姫町下刈敷地区に採択されました。

この事業は、平地地域において大区画ほ場を一層推進するとともに、これを契機とした担い手への農地利用集積をさらに進めることが必要であること。また、整備後において、大区画ほ場に適合した営農、機械化体系への移行を円滑に進めることが、ほ場の大区画化や農地の利用集積による効果を早期に発現させ、担い手による効率的な生産体制の確立を図ることを目的としており、本地区は、迫管内の石森地区や城内地区とともに宮城県において本事業採択の第1号となりました。（リース事業についての詳細は「あつめよう」No11を参照）

2. 地区の状況

下刈敷地区は下、町、城内の3行政区からなる地区で、ほ場整備実施前は10aの小区画であり、暗渠排水等の施工も不十分であったため作業の効率性も低く、規模拡大等も困難な状況にありました。  
本地区は平成6年に県営ほ場整備事業（担い手育成型）として採択され、平成7年度には受益面積123.7haの全ての面工事を単年度で完了し、水田122ha（1ha以上の大区画化率60%）、畑1.7haが整備されました。また、パイプライン用水や全面暗渠排水の施工などにより汎用化水田農業の実現が可能となりました。

3. リース事業採択までの経緯

本事業を取り入れたのは、地区の担い手組織である伊豆野農業生産組合です。近年、農業を取り巻く情勢は非常に厳しく、特に米（水稻）については、新たな米政策の中で、市場原理を取り入れ需要と供給のバランスを維持し、米の安定生産が図られることになりました。

米を生産する農地以外の農地では、国内自給率の低い作物の生産には低コスト化が必要であることは言うまでもありません。また、生産農家が個々に生産している状況では、安全で食味の良い作物を安定して生産するなど、時代に見合うような農業経営はかなりむずかしい状況にあります。

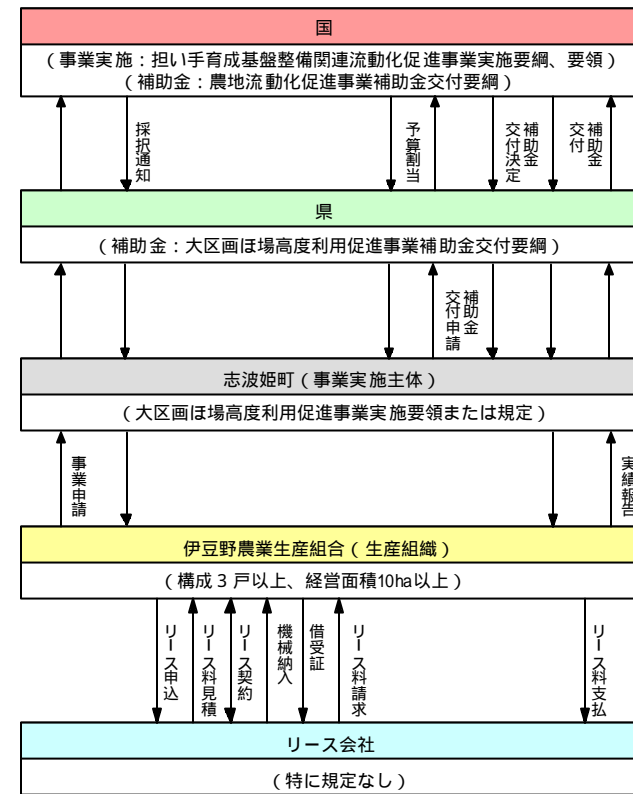
こうした状況の中、本地区ではほ場整備事業を契機に組織を中心とした営農活動を行うようになりました。

特に転作による作物生産では、集団転作により毎年10ha程度の大豆生産を行ってきました。営農上、必要な農業機械については、組織の構成員の持ち寄った農業機械により行ってきましたが、農業機械の老朽化が進んだことにより、組織として農業機械設備を整え、大区画ほ場での大型機械による効率的かつ生産性の高い農業の確立を図るため、平成11年度に創設された大区画ほ場高度利用促進事業（農業機械リース）を活用し、トラクター1台（60ps）、コンバイン1台（4条）、田植機1台（6条）の導入を行いました。



リースしたトラクターでの耕起作業

4. リース事業のフロー



〔実施順序〕

実施順序	フロー番号	項目	活性化計画の変更
1		申請（前年11月30日まで）	軽微な変更の申請 （前年11月30日まで）
2		採択（4月）	
3		リース申込	
4		リース料見積	
5		リース契約	
6		機械納入	軽微な変更の申請承認 （前年11月）
7		借受証	
8		予算割当（4月）	活性化計画の変更 （完了2～3年前）
9		補助金交付申請	
10		補助金交付決定	
11		補助金交付	
12		リース料請求	
13		リース料支払 （補助金及び補助残を含む）	
14		事業実績報告（3月）	

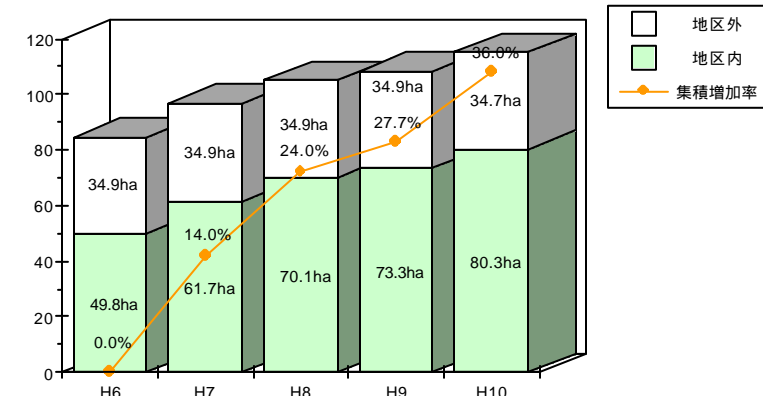
町の事務処理（町の補助金等交付条例を適用）  
1）予算議決  
2）大区画ほ場高度利用促進事業実施要領または規程の制度

5. 今後の取り組み

本地区において、担い手農家及び生産組織の今後の展開としては、より一層の農地集積を図り、担い手の経営基盤の強化を図って行くこととなります。  
平成11年度に伊豆野農業生産組合が、リース事業の採択を得たことを契機に、地区内外に大型機械化体系の普及をして行く予定です。

また、平成12年度には地区の担い手組織である下区農業生産組合が、発展的に組織の再編を行い農業生産法人として再スタートし、農業経営の発展と地域農業の変革を進めるため、国や県の補助事業（経営構造対策事業）を活用することにより、2ha規模の温室によるトマト養液栽培施設の導入を計画しており、平成13年度からは本格的な生産を目指しています。現在、地域協定・労働協定等、事業開始に向けて調整中です。これらのことで志波姫町の農業がさらに活性化し、魅力ある農業農村の構築が図られていくことでしょう。

**ほ場整備事業を契機とした農地流動化の状況**



本地区の担い手は、個別農家2戸、生産組織3組織で、事業実施時の経営面積が84.7ha（うち地区内49.8ha）であったものが、ほ場整備事業を契機に農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定等や農作業受託により、平成10年度には115.0ha（うち地区内80.3ha）まで、経営規模を年々拡大しています。

担い手農地集積増加率も、一時利用地の指定を実施し始めた平成7年度の14.0%から平成10年度までには36.0%と右肩上がり増加しており、担い手要件の20%をすでにクリアしている状況（左図参照）になっており、平成12年度中に事業を完了する予定になっています。

< 事業についての問い合わせ先 >

〒989-5692  
栗原郡志波姫町沼崎堰畑143  
志波姫町役場農政課  
TEL.0228-25-3111  
FAX.0228-22-6598